



一般社団法人 岐阜県産業環境保全協会 会報

ぎ ふ 環 境 保 全

VOL.
97

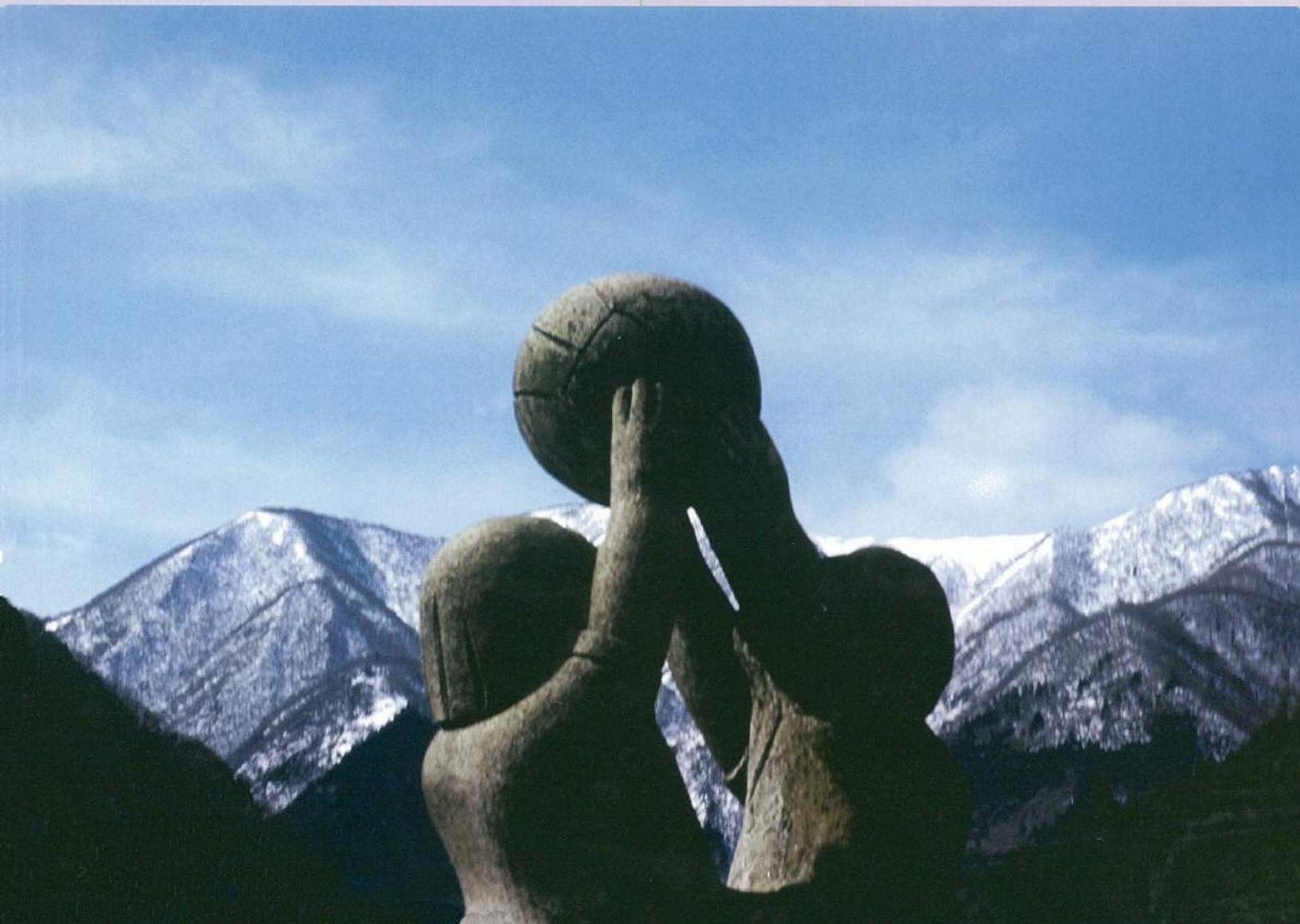
• 発行 •
平成26年
1月15日



[行政ニュース]

◆ 使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について

岐阜県環境生活部廃棄物対策課



あいさつ 新年を迎えて	(一社)岐阜県産業環境保全協会理事長	粥川 長司	2
	役員一同	一同	3
新年のごあいさつ	岐阜県環境生活部長	秦 康之	4
	岐阜市環境事業部長	林 俊朗	5

行政ニュース 「使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について」	岐阜県環境生活部廃棄物対策課	6
--------------------------------	----------------	---

地域だより～岐阜県・現地機関ニュース～ 「岐阜地域環境室からのお知らせ」	岐阜県環境生活部岐阜地域環境室	7
---	-----------------	---

シリーズ わがまちの環境保全と対策 「市民、市内事業者、行政が一体となった「協働のまちづくり」を目指して」	山県市長 林 宏優	9
--	-----------	---

協会だより	⟨(一社)岐阜県産業環境保全協会⟩	
	理事会の開催	10
	委員会の開催	11
	総務委員会の活動	11
	研修指導委員会の活動	11
	青年部会の動向	12
	⟨(公社)全国産業廃棄物連合会⟩	
	産業廃棄物と環境を考える全国大会	13
	⟨中部地域協議会⟩	
	平成25年度第2回専務理事会議	14
	⟨その他⟩	
	社名変更	14
お知らせ	電子マニフェスト加入料廃止のお知らせ	15
	電子マニフェストシステムの加入申込み方法と加入実績	16
	電子マニフェストシステム利用料金消費税率の引上げに伴う料金変更について	17
	許可の有効期限にご注意	18
	協会への入会のおすすめ	19
	会費の納入は便利な口座振替で	20
	協会報への広告掲載募集	21
	産業廃棄物管理票(マニフェスト)等の購入について	22
	産業廃棄物管理票(マニフェスト)購入申込書	23
編集後記		24

表紙写真 「希望」(揖斐川町内) フォト飛水 種田昌史



新年を迎えて

理事長 粥川長司

新年あけましておめでとうございます。

平成26年の新春を迎え、会員の皆様のご健勝とご多幸を心からお祈り申し上げます。

顧みますと、昨年は、富士山が世界文化遺産に登録され、続いて2027年のリニア中央新幹線開通や、2020年オリンピックの東京開催など夢のプロジェクトが次々と決定されました。一方、日本経済に目を転じますと昨年10月に、本年4月から消費税率を8%へ引き上げることが表明されました。アベノミクスの3本の矢のうち「大胆な金融政策」と「機動的な財政政策」の2本の矢によって円安株高に拍車が掛かり、昨年前半の実質経済成長率は4%程度と回復の兆しを見せました。ただ3本目の矢「民間投資を喚起する成長戦略」の物足りなさから、昨年後半から株価や円相場の足踏みが続いています。

年が改まり、4月には消費税率が引き上げられます。増税によって個人消費の低迷や景気の落ち込みが心配されますが、アベノミクスを道半ばにせず、近年久しかった企業の賃上げや設備投資の増嵩が中小企業にも及び、国内の内需が拡大して早くデフレを脱却したいものです。デフレを脱却して日本の産業界が大きく発展し、その産業界の発展の中で私たちの業界も発展するという1年になってくれることを願っています。

政府は、昨年、温室効果ガスの排出量を、原発ゼロを前提に2020年度までに2005年度比で3.8%削減するとした新たな目標を決定しました。これまでの目標であり国際公約であった「1990年比25%削減」と比較すると、目標数値が小さくなっただけでなく、比較の基準になる年も1990年度から2005年度に変更されました。これは、国際公約の達成が、東京電力福島第1原発事故で困難になったためであると言われています。

日本の産業界の「低炭素化」は遅々として進まず、むしろ国民1人当たりの排出量は増加しています。昨年三重県で開催された「第12回産業廃棄物と環境を考える全国大会」では、「低炭素・省エネ社会」がテーマに取り上げられました。私たち産業廃棄物処理業界も、低炭素化社会の実現に向け一層努力することが望まれるところです。

産業廃棄物処理業界の課題の一つに「電子マニフェストの加入促進」があります。当協会もこれまで、モデル事業を実施したり、加入料補助制度を創設したりしてきましたが、まだまだ全会員加入にはほど遠い状況です。引き続き会員各位のご理解、ご協力をお願いする次第であります。

また、もう一つの課題としまして、「優良産廃業者認定制度」の運用があります。この制度は、優良な産廃処理業者が優遇措置を受けたり、排出業者が優良な産廃業者を選択しやすくなったりすることで産業廃棄物処理業全体の優良化を進めようとするものです。産業廃棄物の適正処理の推進に努力している当協会としましても、この制度の普及について一層努力する所存であります。

最後になりましたが、本年も会員の皆様を始め関係各位の一層のご支援ご協力をお願い申し上げ、新年のご挨拶と致します。

慶 春



年頭に当たり、皆様のご健勝とご隆盛をお祈り申し上げます。本年も協会の運営にご支援、ご協力を頂きますようお願いします。

平成26年元旦

理事長	粥川 長司	理事	栗本 純夫
相談役	清水 道雄	同	杉下 武夫
副理事長	鈴村 兼利	同	傍島 壽一
同	丹羽 武	同	丁 明夫
専務理事	長谷部 政行	同	土岐 建夫
理事	石垣 彰寛	同	野々村 清
同	石原 幸喜	同	野村 清晴
同	大村 辰男	同	堀 博文
同	川合 秋男	同	堀 義博
同	河合 研三	同	山田 輝幸
同	木村 順一	監事	高木 雅浩
同	國本 吉男	同	濱岡 直彦

新年のごあいさつ

岐阜県環境生活部長
秦 康 之

新年あけましておめでとうございます。

平成26年の新春を迎え、一言挨拶を申し上げます。

一般社団法人岐阜県産業環境保全協会の皆様には、日頃より、産業廃棄物の適正処理及びリサイクルの推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。また、電子マニアフェストの普及促進や会報の発行、各種講習会の開催等による会員への情報提供など、積極的な活動を展開していただいていることに感謝申し上げます。

さて、県では、人口減少問題をはじめ県政を取り巻く様々な問題を克服しながら、将来に希望と誇りの持てる岐阜県づくりを進めていくため、今後10年間の県政のあり方を示す「岐阜県長期構想」を平成21年3月に策定し、県政の基本目標を「希望と誇りの持てるふるさと岐阜県づくり」、環境関係の目指すべき将来像を「清流と自然を守る岐阜県」として、先人から受け継いだ豊かな自然とともに地球全体の環境を守るために、県民一丸となって取り組みを進めているところですが、その後の社会・経済情勢の変化等を踏まえ、現在、見直しを進めています。

廃棄物関係では、3R(リデュース、リユース、リサイクル)の促進、廃棄物の適正処理に取り組むこととし、平成22年1月には「岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例」を施行し、産業廃棄物処理施設の設置が透明かつ適正な手順のもとで行われるようになり、事業者と関係住民との合意の形成及び地域の生活環境保全に寄与してまいりました。また、平成24年3月には、「第2次岐阜県廃棄物処理計画」を策定し、県民協働により、3Rによる資源の有効利用の推進や県民総ぐるみによる環境美化運動の推進、廃棄物の不適正処理の監視体制の確保等の取り組みを通じて循環型社会の形成に努めているところです。

今後とも、廃棄物の適正処理及び循環型社会の形成に向け取り組んでいくこととしておりますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

最後になりましたが、一般社団法人岐阜県産業環境保全協会の益々のご発展と、今年一年が会員の皆様にとって、よい年でありますよう心からお祈り申し上げます。

新年のごあいさつ

岐阜市環境事業部長

林 俊朗

新年あけましておめでとうございます。

平成26年の新春を迎え、一言ご挨拶を申し上げます。

一般社団法人岐阜県産業環境保全協会の皆様には、日頃より産業廃棄物処理行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本市の重要課題でありました岐阜市北部地区産業廃棄物不法投棄事案につきましては、行政代執行による支障除去等対策事業を平成20年度から平成24年度まで実施し、昨年3月をもちまして無事に完了することができました。また、その跡地を昨年4月1日付けで「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく指定区域に指定しました。今後は、当面の間、現場においてモニタリング調査を実施するなど、市民の安全・安心の確保に向けて監視を続けてまいります。

この不法投棄事案を契機として配置した産廃Gメンは、事業場や処理施設をくまなく監視し、廃棄物の不適正処理防止や保管状況の改善などに一定の効果を発揮しております。

しかしながら、市内の産業廃棄物の発生状況は、消費税率の引き上げ前の駆け込み需要の影響等により、建設業を中心に多い状況が続いている、増税が施行されるまでの間は、このような状況が続くと予測されます。今後も不法投棄をはじめとした不適正処理が懸念されることから、パトロールや排出事業者及び処理業者への立入検査を強化し、適正処理が一層推進されるよう継続指導してまいります。

また、排出事業者及び処理業者の皆様により構成されております貴協会におかれましても、業界のリーダーとして、一層その役割と責任を十分認識していただき、行政へのご理解とご協力を賜りますとともに、産業廃棄物の適正処理及び循環型社会構築にご尽力くださることをお願い申し上げます。

最後になりましたが、貴協会の今後益々のご発展と会員皆様のご健勝とご活躍を心よりお祈りいたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について

岐阜県環境生活部廃棄物対策課

【内容】

平成24年3月19日付け環廃企発第120319001号、環廃対発第120319001号、環廃産発第120319001号にて環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課長、廃棄物対策課長、産業廃棄物課長から通知があり、現在、一般家庭や事業所等から排出される使用済家電製品等を廃棄物処理法の許可を得ずに収集、運搬等する者(不用品回収業者)に対し、県、市町村が連携して立入検査等を実施しています。

なお、産業廃棄物処理業の許可では、一般廃棄物の不用品回収及び不用品回収業者からの一般廃棄物の引き受けはできませんのでご承知おきください。

また、平成25年9月30日付け環廃産第1309201号にて環境省から通知があり、使用済み電気電子機器の輸出に際し、リユース目的の輸出であることを客観的に判断することができる基準が定められ、平成26年4月1日から適用が開始されますのでご承知おきください。

詳細については、下記サイトをご参照ください。



<http://www.pref.gifu.lg.jp/kankyo/haikibutsu-fuhotoki/haikibutsu/kemmin/haikadenn.html>

平成25年4月、県の組織改正により「岐阜振興局環境課」が「岐阜地域環境室」として県の本庁組織となりました。そこで、今後も岐阜地域環境室と振興局両方の情報を協会員にお届けするために、長年「振興局だより」として親しんでいただいた名称を「地域だより～岐阜県・現地機関ニュース～」に改称しました。今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

岐阜地域環境室からのお知らせ

岐阜県環境生活部岐阜地域環境室

岐阜市司町の岐阜総合庁舎は、建築から約90年が経過し、老朽化が著しく耐震性も低いことから、平成25年3月末に閉鎖されました。これに伴い、岐阜振興局環境課は、4月1日から「岐阜地域環境室」となり岐阜県庁舎2階へ移転し事務を行っています。

岐阜地域環境室は、環境生活部に属し本庁組織となります。業務内容はこれまでと同じで、岐阜圏域の環境事案を処理していますので、よろしくお願ひします。

なお、皆様の中には、4月以降に許可申請等で岐阜総合庁舎を訪れた方もおられると思います。大変ご迷惑をおかけしました。

さて、今回の地域だよりでは、長年親しまれてきた岐阜総合庁舎を振り返って、その一部が残っている正面玄関について簡単に紹介させていただきます。

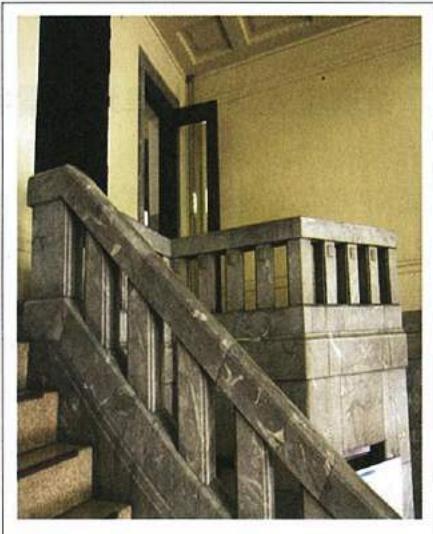


【 岐阜総合庁舎正面玄関の外観 】

岐阜総合庁舎の正面玄関は、岐阜県を代表する近代建築として威容を誇ってきました。

また、正面玄関脇にはそびえたつと言えるほどのヒマラヤ杉があり、岐阜総合庁舎の長い歴史をじっと見守ってきました。このヒマラヤ杉は、クリスマスツリーとして煌めいたこともあります。

正面玄関入口内部は、伝統を感じさせる建築様式になっています。



【正面玄関1階の大理石】

大垣市赤坂産などの大理石がふんだんに使われました。

その大理石にはシカマイアの化石（白色部分）が見られます。



【正面玄関に展示されていた

シカマイアの化石】

シカマイア（全長1m以上）は、大型の二枚貝の一種で、古生代ペルム紀（約2億5千万年前頃）に生息していたと言われています。

なお、岐阜総合庁舎の正面玄関は、近代建築として保存されることになっていますので、先人の優れた建築技術が後世に伝えられることになります。

岐阜地域環境室の住所及び連絡先

住 所：〒500-8570

岐阜県岐阜市薮田南2-1-1

TEL：058-272-1111（代）内線3243・3244

058-272-1921（廃棄物対策係ダイヤルイン）

FAX：058-278-3524

わがまちの環境保全と対策



市民、市内事業者、行政が一体となった
「協働のまちづくり」を目指して

山県市長 林 宏 優

一般社団法人岐阜県産業環境保全協会の皆様には、日頃から産業廃棄物の適正な処理をはじめとする環境行政に格別なるご尽力を賜り心より厚くお礼申し上げます。

本市は、岐阜市の北側に隣接し、JR岐阜駅から約10km程で市街地に入り、北部には山間地を有する自然豊かなまちです。平成25年1月には東海環状自動車道工事着工式を行い、工事は、関広見ICから(仮称)高富IC間の西回りルートの約8km、2020年度末までの完成を予定しています。

本市の可燃ごみ類の焼却処理については、ダイオキシン類規制の関係から平成14年12月より休止していました一般廃棄物処理施設を取り壊し、合併の年である平成15年4月に山県市クリーンセンター建設に向け、「山県市のごみは山県市で処理をする」を理念に、単独処理施設の建設を選択することとし、多くの議論と協議を重ね、計画処理施設の規模、自然環境、立地条件から既設施設の現有地が最適地とされました。平成19年11月に着工、平成22年3月に竣工いたしました。本施設の周り全体が自然環境に恵まれた地域であることを配慮し、排ガスや飛灰中のダイオキシン類の高度処理、工場内の排水を場内でのプラント用水に再利用を行うなど、公害防止対策には万全を期した設備で、ごみを安全かつ衛生的に処理することができる施設であります。また、循環型社会を推進するため、エネルギー回収推進施設(ごみ焼却施設)には灰溶融炉を併設し、焼却灰のスラグ化を行い、マテリアルリサイクル推進施設(不燃ごみ・粗大ごみ処理施設)では、鉄、アルミを資源回収するなど、単にごみ処理を行うのではなく、リサイクルを目的とした施設となっています。

本市における、ごみ総排出量は平成20年度以降、7,500トン前後であり大きな増減は見られない状況です。経年変化でみると、可燃ごみが減少傾向にありますが、ごみの減量化は今後とも課題となることから、市民一人ひとりがごみの減量化やリサイクルに対する意識の高揚に努めるよう、啓発を行っております。

また、資源ごみの対象品目の見直しや分別事業の再分化を検討するなど、ごみの再資源化に向けた取り組みを一層強化することが求められているため、「対話」と「共感」をキーワードとし、市民、市内事業者、そして行政が一体となった「協働のまちづくり」を目指し、次代に責任の持てる持続可能な地域づくりに努めています。

市内にある産業廃棄物処理施設で問題が発生した場合におきましては、貴協会のご支援をいただくことが不可欠ですので、今後におきましても、産業廃棄物の適正処理になお一層のご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、貴協会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝とご多幸を心からお祈り申し上げます。

〈(一社)岐阜県産業環境保全協会〉

○理事会の開催

平成25年度第4回理事会が、平成25年12月16日(月)に岐阜市内のホテルで開催されました。

最初に報告事項として次のことが報告されました。

(1) 会議報告

- ・(公社)全国産業廃棄物連合会平成25年度第2回中部地域協議会専務理事会議(10月8日開催)
- ・第12回産業廃棄物と環境を考える全国大会(11月8日開催)

(2) 委員会報告

・総務委員会

労働安全衛生(5SとKYT入門)研修会(11月19日)の開催結果

労働安全衛生ポスター及び産廃手帳の配付

・研修指導委員会

先進的処理施設の視察研修会(10月15日)の実施結果

・広報編集委員会

第3回委員会(10月24日開催)の審議結果

協会報「ぎふ環境保全」第96号の発行
2014年版協会カレンダーの作成・配付

・適正処理委員会

巡回指導・パトロール(10月2日)の実施結果

(3) 青年部会報告

- ・役員会(9月21日、10月25日、11月20日)の開催

- ・岐阜市まるごと環境フェア(11月10日)

へのブース出展

・年末講演会(12月4日)の開催

続いて、協議事項に移り、「収集・運搬における交通安全対策支援」について、最初に長谷部専務理事から、「収集・運搬業者の交通安全対策支援事業として、個々の企業で行うのではなく、協会として実施したい。各地域の交通データを収集して研修用資料を作り、各企業の安全運転管理者を対象に研修会を行うために実施したい。」と事業の意義、必要性などについて説明があり、続いて、東京海上日動リスクコンサルティング(株)の担当者から、「ドライブレコーダーを活用した交通事故防止活動」の事業概要、事業効果、経費、スケジュールなどについて画像及び資料により説明が行われました。結果、各企業の安全運転管理者の注意を喚起する事業効果を期待して、当事業を進めることができた。

次に、その他の事項に移り、最初に「災害廃棄物処理等普及活動支援関連の調査結果等」について、次の各事項がそれぞれ報告されました。

- ・地区災害対策本部役員就任依頼結果^{注1}

- ・資機材保有調査結果等^{注2}

続いて「会員の状況について」の報告がされました。



第4回理事会

注1 第3回理事会で承認された「災害廃棄物処理等協定に係る本部員名簿」のうち、地区災害対策本部役員の就任依頼の結果です。

注2 岐阜県との災害廃棄物処理等協定に基づく、支援可能な資機材の保有状況の調査結果及び新型インフルエンザの蔓延時に感染性廃棄物処理等が停滞しないよう必要な対策を講ずる廃棄物処理事業継続計画の策定状況の調査結果です。

○委員会の開催

平成25年10月24日(木)

- ・第3回広報編集委員会を開催し、「協会報第97号の編集方針」と「2014年版協会カレンダーの作成」について協議を行いました。

「協会報第97号の編集方針」では、「振興局だより」コーナーの名称を「地域だより～岐阜県・現地機関ニュース～」に変更することにしました。これは、岐阜振興局が平成25年4月から県庁組織となったことから、県庁と振興局の両方の情報を協会員にお届けできるよう名称変更したもので

また、2015年版協会カレンダーの作成に当たっては、カレンダーに使用する写真はすべて「フォト飛水」から提供して頂くこととしました。

○総務委員会の活動

労働安全衛生研修会の開催

平成25年11月19日(火)に、岐阜市内の「ホテル グランヴェール岐山」で『労働安全衛生(5SとKYT入門)研修会』を中央労働災害防止協会との共催で開催しました。研修会は、労働災害防止の第1ステップ「5S活動」と第2ステップ「危険予知訓練(KYT)活動」について、それぞれ、講義に続いて演習を行うという方法で行い、受講者も参加意識の持てる

研修会になりました。講師は、中央労働災害防止協会中部安全衛生サービスセンターの野口正明氏にお願いしました。

受講された47名の方々には、中央労働災害防止協会から「修了証」が授与されました。



労働安全衛生研修会(講義)



労働安全衛生研修会(演習)

○研修指導委員会の活動

先進的処理施設視察の実施

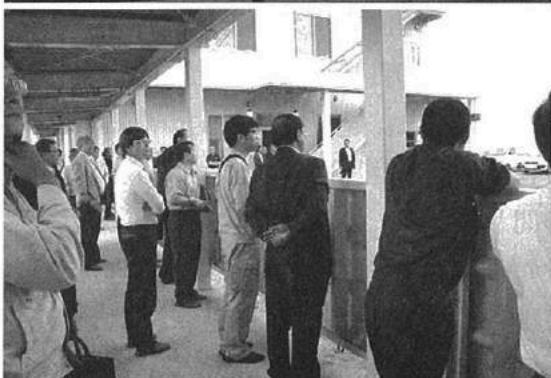
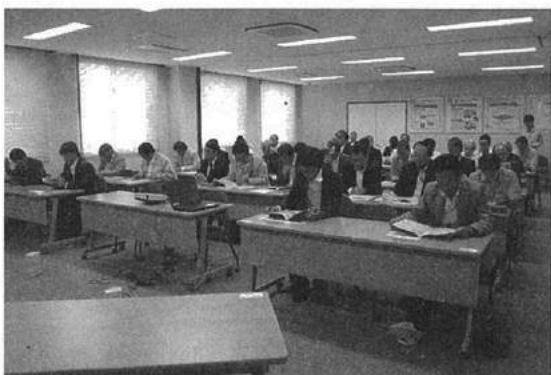
平成25年10月15日(火)に、先進的処理施設を視察しました。まず最初に愛知県知多郡武豊町にある「衣浦港3号地廃棄物最終処分場」を訪問しました。始めに運営主体である(公財)愛知県臨海環境整備センターの管理棟において、当センターの岡田常務理事さんほかから、廃棄物最終処分場の概要と運営状況などについて説明を受けた後、室外に出て、当最終処

分場の安定型区画や管理型区画、浮桟橋などを見学しました。埋立容量がナゴヤドーム3杯相当の496万立方米で、向こう13年以上埋め立て可能な広大な処分場を見ながら、参加者から担当者に色々な質問がなされていました。

午後には、同町内にある中部電力(株)の太陽光発電施設「メガソーラーたけとよ」に移動し、同所の永崎所長さんから太陽光発電の概要や火力、原子力等に替わる代替エネルギー発電の将来性などについて説明を受けた後、14万m²という広大な土地に39万枚余の太陽光パネルが設置されている発電施設を見学しました。

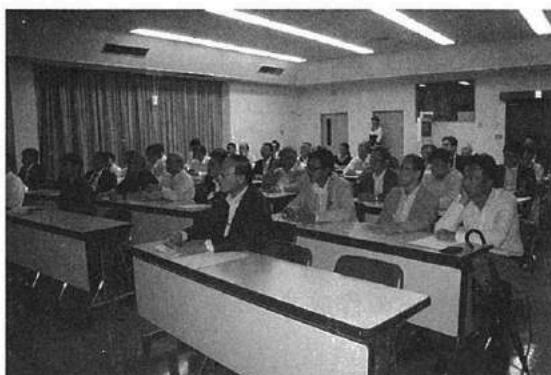
この視察研修は、研修指導委員会が所管する「産業廃棄物処理施設等の視察事業」の一環として実施しているもので、今回は39名の方々が参加されました。

チャーターしたバスの車中では、事前に長



衣浦港3号地廃棄物最終処分場の視察

谷部専務理事から今回の視察研修の趣旨や視察する施設の概要について資料に基づき説明を受けて視察に臨みました。参加者は両視察先とも熱心に視察され、先進施設に対する関心の高さが伺われました。



メガソーラーたけとよの視察

○青年部会の動向

- 平成25年度第7回～第8回役員会(10月25日、11月20日開催)

役員会では、岐阜市まるごと環境フェア、年末講演会及び懇親会の開催、部会員の加入承認等について協議を行いました。

- 「環境と調和する、人にやさしい都市岐阜」の実現を目指す、市民参加型イベント「第12回岐阜市まるごと環境フェア」が11月10日(日)にJR岐阜駅北口(社の架け橋)広場で開催され、青年部会はここにブース出展を行い、当協会員のリサイクル活動を表示したフロー図パネルと再

生原料のサンプルを展示したほか、お子様向けのスーパー博覧すくいコーナーを設けました。ブースへの来場者には、木のリサイクルチップを使った「ヒノキの芳香剤(協会名タグ付き)」を配布しました。



岐阜市環境フェアでのブース出展
(スーパー博覧、ブース)

- 12月4日(水)に、「Dorcus くわがた村」代表の野平英一郎氏を講師に招き、「自然



青年部会 年末講演会の開催

から学ぶもの」と題した年末講演会を開催しました。この講演会には部会員17名が参加されました。

〈(公社)全国産業廃棄物連合会〉

○産業廃棄物と環境を考える全国大会

平成25年11月8日(金)に、(公社)全国産業廃棄物連合会、(公財)日本産業廃棄物処理振興センター、(公財)産業廃棄物処理事業振興財団の共催による「第12回産業廃棄物と環境を考える全国大会」が、三重県志摩市内の「伊勢志摩ロイヤルホテル」で開催されました。

この大会は、行政、事業者、学識経験者、市民などが循環型社会の形成等について一緒に考えることを目的に開催されているもので、全産連会長が今大会のキーワードであると言われた「低炭素・省エネ社会に向けた産業廃棄物処理」をテーマとした基調講演や「優良産廃処理業者認定制度の普及のために」をテーマとしたパネル討論会が行われました。

また、大会の冒頭では「平成25年度循環型社会形成推進功労者等環境大臣表彰(産業廃棄物関係事業功労者)」が行われましたが、今回は当協会員からの受賞者は該当ありませんでした。



産業廃棄物と環境を考える全国大会

今回の大会は、中部地域の代表として三重県内で開催されたこともあり、当協会からは、貸切バスをチャーターするなどにより、粥川理事長を始め役員、会員など35名が出席しました。

〈中部地域協議会〉

○平成25年度第2回専務理事会議

平成25年10月8日(火)に、平成25年度第2回専務理事会議が当協会の会議室で、中部地域四県の各協会専務理事等が出席して開催されました。この会議では、「優良産廃処理業者の育成について」、「全国正会員会長・理事長会議(平成27年2月開催)について」などが協議されました。また、「許可講習会のweb申込み導入への対応について」は、申込み受付業務に係る担当者講習会を中部地域でも開催してほしい旨の要望を申し入れることを決定しました。また、「紙マニフェストの消費税率アップについて」は、紙マニフェストの単価は据え置き、消費税アップ相当の減収分は全産連で負担されたい旨の意見を、中部協議会の意見とすることを決定しました。

当日は、会議に先立って、5カ年に及ぶ対策工事等を平成24年度に終了した岐阜市北部地区産業廃棄物不法投棄事案現場の視察を行

いました。現地では、岐阜市産業廃棄物特別対策課の藤嶋義正課長ほか職員の方から、不法投棄事案の経緯、対策工事及び今後の取り組みなどについて説明を頂きながら、土壤の温度などをモニタリング調査中の現場を視察しました。この会議には長谷部専務理事、木村事務局長が出席しました。



第2回専務理事会議



岐阜市北部地区産業廃棄物
不法投棄事案現場の視察

社名変更の紹介

(平成25年10月から平成25年12月までに届け出のあった分)

区分	新社名	旧社名
正会員	株式会社ガラシャ	有限会社大伸
正会員	株式会社江南工業	林本建設株式会社

電子マニフェスト

加入料廃止のお知らせ

(公財)日本産業廃棄物処理振興センターは、この度、電子マニフェストの加入促進の観点から平成26年1月1日に電子マニフェストシステム利用料金を改定し、加入料を廃止することになりました。

また、平成26年4月1日の消費税率改正に伴い、電子マニフェストシステム利用料金は新税率(8%)を適用することになりました。

1 電子マニフェスト加入料の廃止

○適用日：平成26年1月1日

○料金改定の内容：加入料3,150円 → 廃止

(内訳は16ページをご覧ください。)

2 消費税率の引き上げに伴う料金の変更

○適用日：平成26年4月1日

○料金改定の内容：内容は17ページをご覧ください。

上記のように、加入時にご負担されていた電子マニフェスト加入料は廃止になり、加入しやすくなりました。

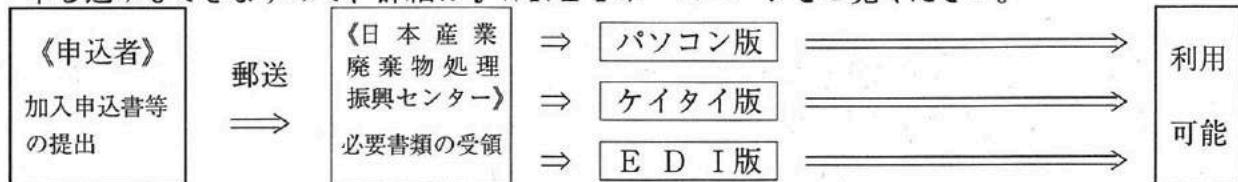
また、当システムへの加入料廃止により、当協会が運用しています「電子マニフェスト加入料補助制度」は、平成26年1月1日以降に当システムに加入された方には適用されませんので、ご承知ください。

お知らせ

〈電子マニフェストシステム(愛称: JWNET)の加入申込み〉 —事業者のマニフェスト事務の効率化のために—

○ 申込み方法

加入申込書、預金口座振替依頼書等の提出が必要です。加入申込書の用紙は JWNET ホームページ (<http://www.jwnet.or.jp/>) から印刷することも可能ですが、当協会に加入申込書等の関係書類を備えておりますので、加入申し込みをされる方は、当協会へお問い合わせください。申し込みをしてから、1週間程度で手続きが完了し、(公財)日本産業廃棄物処理振興センターの情報処理センターから加入証等が送付されます。なお、インターネット (Web) での申し込みもできますので、詳細は JWNET ホームページをご覧ください。



○ 加入の単位

- 排出事業者：排出事業場単位または排出事業場を管轄する本社、支店、営業所など。
- 収集運搬業者：業者単位で加入。(複数加入も可)
- 処分業者：処分事業場単位。(同一敷地内に中間処理施設及び最終処分施設がある場合、1事業場とすることも可能。)

○ 利用料金平成26年1月1日より料金改定(加入料廃止)

【排出事業者】

利用区分	排出事業者		
	A 料 金	B 料 金	少量排出事業者 団体加入料金
加入料(加入時のみ)	0円	0円	0円
基本料(1年間)	25,200円	2,100円	不 要
使用料(登録情報1件につき)	10.5円	(66件まで無料) 67件から 31.5円	31.5円

【処理業者】

利用区分	収集 運搬業者	処分業者				
		処分報告 機能のみ	処分報告機能 + 2次登録機能		2次登録機能のみ	
			A料金	B料金	A料金	B料金
加入料(加入時のみ)	0円	0円	0円	0円	0円	0円
基本料(1年間)	12,600円	12,600円	25,200円	12,600円	25,200円	2,100円
使用料(登録情報1件につき)	—	—	10.5円	(66件まで無料) 67件から 31.5円	10.5円	(66件まで無料) 67件から 31.5円

○ 問い合せ先

- (一社)岐阜県産業環境保全協会

〒500-8384 岐阜市薮田南1-11-12 岐阜県水産会館1階

岐阜県内の加入状況

平成25年12月現在

加入区分	加入者数
排出事業者	2,768
収集運搬業者	207
処分業者	122
合計	3,097

電子マニフェストシステム利用料金

消費税率の引上げに伴う料金変更について（平成26年4月1日適用）

平成26年4月1日の消費税率改正(引き上げ)に伴い、電子マニフェストシステム利用料金は新税率(8%)を適用し、以下のとおり変更いたします。

平成26年4月1日適用

電子マニフェストシステム利用料金表（税込み）

●排出事業者

		変更前	→	変更後
A料金	基本料／年	25,200円		25,920円
	使用料／件	10.5円		10.8円
	利用の目安となる マニフェスト登録件数	年間1,200件以上		年間1,200件以上
B料金	基本料／年	2,100円		2,160円
	使用料／件	66件まで無料 31.5円		66件まで無料 32.4円
	利用の目安となる マニフェスト登録件数	年間1,199件まで		年間1,199件まで
団体加入 (C料金)	基本料／年	—		—
	使用料／件	31.5円		32.4円

●収集運搬業者

		変更前	変更後
収集運搬業者	基本料／年	12,600円	12,960円
	使用料／件	—	—

●処分業者

		変更前	変更後
報告機能	基本料／年	12,600円	12,960円
	使用料／件	—	—
報告機能 + 2次登録 A料金	基本料／年	25,200円	25,920円
	使用料／件	10.5円	10.8円
	利用の目安となる マニフェスト登録件数	年間700件以上	年間700件以上
報告機能 + 2次登録 B料金	基本料／年	12,600円	12,960円
	使用料／件	66件まで無料 31.5円	66件まで無料 32.4円
	利用の目安となる マニフェスト登録件数	年間699件まで	年間699件まで

【基本料】…年1回(毎年)

【使用料】…マニフェスト登録件数1件(件数ごと)

産業廃棄物処理業の許可の 有効期限にご注意ください

産業廃棄物処理業の許可の有効期限は5年です。

許可は更新手続きをしないと失効します。

このようなことにならないよう、許可証の有効期限がいつになっているのか、常に注意しておきましょう。

- 当協会では、岐阜県・岐阜市の許可については、会員企業へ許可満了日到来の1年前に許可期限が到来する旨のお知らせを行って講習会の受講を促し、さらに許可期限の満了3ヶ月前に更新の手続きをお知らせしておりますが、他県の許可を取得している方は、特に細心の注意が必要となります。
- 更新許可申請には、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会の修了証の写しを添付する必要があります。
許可申請に添付する修了証の有効期限は、原則として講習会修了日から起算して、新規講習会修了証は5年間、更新講習会修了証は2年間とされています。
(都道府県・政令市によっては、その取扱いが異なる場合がありますので、あらかじめ確認してください。)
- 許可満了日到来2ヶ月前に更新許可の申請をするためには、講習会の受講を6ヶ月前位までに済ませておくことをお勧めします。許可期限間近になっての講習会受講は、遠隔地で受講しなくてはならない場合があり、時間的にも経費的にも負担が大きくなりますので、ご注意ください。

なお、岐阜県における講習会開催日程等の詳細は、当協会まで電話にてお問い合わせください。

一般社団法人 岐阜県産業環境保全協会

TEL 058-272-9293

<協会への入会のおすすめ>

— 協会組織の拡充・活性化強化を図るために —

当協会は、産業廃棄物の適正な処理、積極的な再生利用等を推進することにより、生活環境の保全、産業の健全な発展及び資源の効率的活用を図り、もって県民の福祉の向上に寄与することを目的としています。

産業廃棄物処理業界が健全な発展をしていくためには、より多くの方々の結束が必要であり、組織を更に強固なものとしていくことが、肝要であります。

協会会員の増強につきましては、従来から努力しているところでありますが、未だ十分とは言えないので現状であります。このため、できるだけ多数の方々に入会いただき、協会組織の強化・活性化を図ることが必要であります。

会員各位におかれましては、未加入の処理業者へは正会員に、また、排出事業者には賛助会員として、ご入会をお勧めいただきますよう、お願ひいたします。

◎ 入会金 正会員 10,000円

◎ 会費 正会員 月額 10,000円
賛助会員 年額 30,000円

◎ 入会方法 入会には申込書を提出していただきますので、協会事務局へ電話などでご連絡ください。入会申込書をお送りします。また、受付後、参考資料などをお送りするとともに、入会金及び会費等についてお知らせします。

一般社団法人 岐阜県産業環境保全協会

〒500-8384 岐阜市薮田南1-11-12

岐阜県水産会館1F

TEL 058-272-9293

FAX 058-272-6764

◎ 会費の納入は便利な口座振替で ◎

会費の納入に便利な口座振替を利用しませんか。

振込手数料がいりません。

銀行などへお出かけになる手間が省けます。

支払日を気にしなくてすみ、安心です。

現在、会員の皆様に約300件のご利用をいただいております。

◆ご利用にあたって◆

- 最初に一度手続きされれば、金融機関の口座から自動支払いができます。
- 次の金融機関をご利用できます。その他の金融機関を利用する場合は、事務局へご確認ください。
銀行 (十六・大垣共立)
信用金庫 (岐阜・大垣・西濃・関・東濃・八幡・高山)
信用組合 (岐阜商工・飛騨・益田・イオ・岐阜県医師)
農業協同組合 (岐阜県内のすべての農業協同組合)
労働金庫 (東海労働金庫)
ゆうちょ銀行 (全国のゆうちょ銀行)
- ご連絡いただければ、預金口座振替依頼書をお送りしますので、ご記入の上ご返送ください。事務局の方で手続きします。
- お取引金融機関の口座からの振替日は下記のとおりです。ただし、振替日が金融機関休業日の場合は、その翌営業日となります。

・正会員

期	第1・四半期	第2・四半期	第3・四半期	第4・四半期
月 日	4月27日	7月27日	11月27日	1月27日
金額	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円

・賛助会員

4月27日	30,000円
-------	---------

【お申込み・お問い合わせ先】

一般社団法人 岐阜県産業環境保全協会

☎ 058(272)9293 (担当:小野)

協会報への広告掲載募集

当協会では、協会報「ぎふ環境保全」(年4回発行)及び「協会要覧」(年1回発行)をしており、これに掲載する広告を募集しています。広告は協会報を通じて直接、読者の目に止まるほか、平成23年度からは協会のホームページからアクセスして最新号及びバックナンバーでも閲覧できるようになり、こちらでも広告の効果が高まっています。

是非、貴社の営業広告やイメージアップ広告としてご活用ください。なお、掲載料金は下記のようになっています。掲載の申込みは協会事務局にご相談ください。

掲 載 面	印刷形態	料 金()	は会員外の掲載
表紙の裏面及び裏表紙の裏面	カラ一	30,000円	(40,000円)
	モノクロ	20,000	(30,000)
裏 表 紙	カラーのみ	40,000	(50,000)
本 文 中	カラ一	30,000	(40,000)
	モノクロ	10,000	(20,000)

注 1 1／2ページの掲載の場合は上記料金の半額です。(広告原稿の版下は広告主負担)

2 4回の連載で申込みの場合は、10%の割引となります。

3 表紙及び裏表紙の裏面、並びに裏表紙への掲載の申込みは、現在は受け付けていません。



産業廃棄物管理票(マニフェスト)等の購入について

【産業廃棄物管理票(マニフェスト)の購入方法】

協会事務局で直接購入する場合

窓口にて購入申込書に必要事項を記入していただき、現金と引き換えでの購入となります。

発送を希望する場合

次ページの「産業廃棄物管理票(マニフェスト)購入申込書」に必要事項をご記入の上、FAXにて送信ください。

申込書の記載内容を確認後、翌営業日(土日祝日を除く)に発送します。ただし、協会の行事、諸事情によりご希望に添えない場合がありますので、ご了承ください。

送料は着払い、産業廃棄物管理票代金は発送の際に同封する「払込取扱票」により、到着日を含め10日以内にゆうちょ銀行(郵便局)へお振込みください。なお、振込手数料は無料です。

送料について(送付先が岐阜、愛知、三重、静岡の場合)

単 票1箱 (100セット入り) 400円

連続票1ケース(500セット入り) 450円

* 詳細につきましては、事務局までお問い合わせください。

【産業廃棄物管理票(マニフェスト)の書き方等の小冊子の購入方法】

産業廃棄物管理票((公社)全国産業廃棄物連合会発行)、建設系廃棄物マニフェスト(建設六団体副産物対策協議会発行)の書き方等の小冊子を希望される方は、次ページ「産業廃棄物管理票(マニフェスト)申込書」の冊子欄に数量をご記入ください。マニフェストと同送いたしますので、マニフェスト代金と併せてお支払いください。

産業廃棄物管理票(マニフェスト)の発送に係る送料について

当協会で販売しております産業廃棄物管理票(マニフェスト)の発送に係る送料は、購入者の方に負担いただいておりましたが、平成24年4月から一般社団法人移行後の会員サービスとして、会員様への発送に係る送料を当協会にて負担していますので、お知らせします。

なお、非会員の方へ産業廃棄物管理票を発送する際の送料については、従来と同様購入者様の負担となります。

(一社)岐阜県産業環境保全協会 御中

FAX 058-272-6764

* No. _____ ~ _____

* No. _____ ~ _____

産業廃棄物管理票（マニフェスト）購入申込書

次のとおり購入しますので申し込みます。

(単票1箱=100セット入、連続票1ケース=500セット入)

管理票（マニフェスト）の区分	種類	単価(円)	数量
産業廃棄物管理票【直行用】7枚綴り 公益社団法人全国産業廃棄物連合会発行	単票	2,500	箱
	連続票	12,500	ケース
産業廃棄物管理票【積替用】8枚綴り 公益社団法人全国産業廃棄物連合会発行	単票	2,500	箱
	連続票	12,500	ケース
建設系廃棄物マニフェスト 7枚綴り 建設六団体副産物対策協議会発行	単票	2,500	箱
	連続票	12,500	ケース

※建設系廃棄物マニフェストは、(一社)岐阜県建設業協会においても購入できます。

次のとおり産業廃棄物管理票書き方の小冊子を申し込みます。

産業廃棄物管理票（公益社団法人全国産業廃棄物連合会発行） 【直行用・積替用】の「マニフェストシステムがよくわかる本」	A5版 62ページ 1冊 110円(実費)	冊
建設系廃棄物マニフェスト（建設六団体副産物対策協議会発行）の「建設系廃棄物マニフェストのしくみ」	A4版 34ページ 1冊 170円(実費)	冊

平成 年 月 日

〒

住 所

会社名

代表者氏名又は

取扱責任者氏名

*事務局記入欄

支払方法	発送 払込No
窓口 現金	
整理	

電話番号

FAX番号

主な業種 建設業 製造業 医療・福祉 自治体
その他()
(○をつける)
産業廃棄物処理業(収集運搬業・処分業)

(注) *印の欄は、記入しないでください。

2012. 7

保全協会報「ぎふ環境保全」編集委員

委員長 石原 幸喜

副委員長 濱岡 直彦

各務剛児 川合秋男 川合雅和 野々村 清

野村清晴

編集顧問

大野安一

編集後記

新年明けましてお目出度うございます。

さて、昔から「一年の計は、元旦にあり」と言われていますが、この言葉は誰が言い出したのでしょうか。

昨年の冬至は、12月22日でした。ご存じのように冬至は、一年で一番日が短くなる日であります。冬至から一日ごとに日が長くなっていきます。春の兆しを知らせる初日とも言うべき日です。でも、本格的な寒さはこれから二、三ヶ月続きます。易経では、この寒気の厳しい季節に来るべき春、夏、そして収穫の秋に備えて地力を蓄えろ、と教えてています。冬至の後、すぐに訪れる元旦に一年の計を立てる、というのはこのあたりの先祖の知恵ではないかと考えられます。

今年の3月11日で3年となる東日本大震災の痛手は、まだ癒えてはおりません。特に東京電力福島原子力発電所の被災による放射能汚染はほとんど処理されておらず、解決の見通しさえ立っていません。もともと原子力発電所から排出される高濃度汚染物質も生産設備の被災から発生する廃棄物も広い意味で産業廃棄物であるとするならば、我が業界もなんらかの関係があるのではないかと考えられます。

一刻も早い震災復興こそ、今、日本が抱える最大の課題であります。日本の国難に敢然と立ち向かう我が業界の姿が見られたら、こんなに嬉しいことはありません。筆者の初夢であります。

会員各位のご多幸をこころから祈念申し上げます。

[言葉の宝石]

惜福の工夫(竹村亜希子著「易経一日一言」より)

福を惜しむと書く「惜福」とは、幸田露伴の言葉である。露伴は、満月はいけないという。我々はともすると全て満足しようと、欠ける部分を求めて必死になる。しかし、満ちてしまえば後は欠けていくのが天の道理である。

そこで、自分に与えられた福を享受し尽くさないで、後に残しておく。あるいは、勢いや幸いをすべて自分のものにしないで、他に及ぼすか、または、自分の不足としておく。そうすれば、決して満ちることなく、福が保てる。これが「惜福の工夫」である。 記 大野 安一

平成26年1月15日発行

第97号

編集発行 一般社団法人岐阜県産業環境保全協会

理事長 粥川長司

〒500-8384 岐阜市薮田南1丁目11番12号 岐阜県水産会館1階
TEL<058>272-9293 FAX<058>272-6764

<http://www.gifu-hozan.jp>
E-mail info@gifu-hozan.jp

印刷共和印刷株式会社



協会のシンボルマーク

電子マニフェストをはじめてみませんか！

マニフェスト制度とは産業廃棄物の処理を他者に委託する場合、適正に処理されたかを把握・管理するための制度であり、排出事業者の社会的責任を果たすとともに、不法投棄を未然に防止するための制度です。

電子マニフェストは、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の三者で産業廃棄物情報を共有することで、委託した産業廃棄物が適正に処理されたことを確認できるようにしたシステムです。

電子マニフェストには以下のようなメリットがあります。

1) 操作が簡単で手間がかかりません



パソコンから簡単にマニフェスト登録や処理終了報告ができます。



自社で紙マニフェストを保存する手間や保管スペースが不要になります。



産業廃棄物管理票交付等状況報告は情報処理センターが行います。

2) 法令遵守



マニフェストは廃棄物処理法で記載が必要な項目が定められています。電子マニフェストでは、必須項目が抜けていると先の画面に進むことができないため、記載漏れが起ります。また、収集運搬・処分終了報告の確認期限が近づくと、通知が届きますので、排出事業者は処理終了の確認漏れを防ぐことができます。

3) データの透明性



処理状況は排出事業者、収集運搬業者、処分業者の三者が常に把握・確認できます。



修正や取消する際には、お互いの承認を必要とするため、1社だけでデータを修正・取消をしてしまうことはありません。



本社・支店など、産業廃棄物の排出場所と離れた場所からもマニフェスト情報を閲覧することができます。